

近代建築ツーリズムネットワーク  
共催・後援・協力に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、近代建築ツーリズムネットワーク（以下「当ネットワーク」という。）が関与する催しにおける関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 共催・後援・協力に関する定義を以下のとおりとする。

- (1) 「共催」とは、当ネットワークを含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。主体が当ネットワークを含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、後援又は協力と比べて、その催しへの当ネットワークの関与度合いが強い場合をいう。
- (2) 「後援」とは、当ネットワーク以外の第三者が開催の主体となる催しについて、当ネットワークがその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限り場合に使用する。
- (3) 「協力」とは、当ネットワーク以外の第三者が開催の主体となる催しについて、当ネットワークがその趣旨に賛同し、応援、援助する場合をいう。応援、援助の内容は、物品の貸し出し、場所の提供、情報提供、広報などによる。

(適否基準)

第3条 共催 当ネットワークが催しを共催する場合には、会則第1条（目的）に則っていることを基準として、個別に判断する。

2 後援及び協力 会員、その他の団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等（以下、「第三者主催の催し等」という。）に関して、後援又は協力依頼があった場合には、次の（1）に掲げるいずれかに該当し、かつ（2）に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

(1) 承認することができる場合

- イ 公益性があると認められるとき
- ロ 当ネットワークの会員にとって有益であると認められるとき
- ハ 当ネットワークの事業の目的及び内容に照らし、必要と認められるとき

(2) 承認できない場合

- イ 営利を目的とするものと認められるとき
- ロ 政治的又は宗教的目的を有しているものと認められるとき
- ハ 公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるものと認められるとき
- ニ 暴力団と関係があるもの又はそのおそれがあるものと認められるとき
- ハ その他、当ネットワークの業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるとき

(手続き)

第4条 共催、後援及び協力に関する諸手続きは以下のとおりとする。

当ネットワークが催しを共催又は過去に後援若しくは協力したことの無い第三者主催の催し等の場合(当ネットワーク会員(単独及び複数に限らず)、国及び地方公共団体主催の催し等は除く)は、当ネットワーク会員の同意を得て決定するものとする。

2 過去に後援若しくは協力したことがある第三者主催の催し及び当ネットワーク会員(単独及び複数に限らず)、国及び地方公共団体主催の催し等に関して後援若しくは協力の依頼を受けた場合には、その主催者から趣旨、対象者、内容等を記載した依頼文書を当ネットワークあてに受け、事務局が第3条第2項の基準に則り承認の可否を判断する。事務局は、会長名によりその催し等の主催者に対して結果を通知し、当ネットワーク会員にその結果を報告する。

3 第1項及び第2項によらず、第三者の開催する催し等について、第3条の基準に照らし、承認の可否を副会長のいずれかが判断し、当ネットワークより後援及び協力の打診をその主催者に行うことができる。その場合、その主催者の合意をもって、その結果を事務局が当ネットワーク会員に報告することを経ることで、後援及び協力ができるものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

附 則

この規定は、平成29年 月 日より施行する。

## 各形態の一般的意味

### 【共催】

- ・主催と同様に、内部的な支援。企画立案・運営を行う。又は、企画立案・運営に参加すること。また、当該行事に職員等を配置、または参加させること、および特別に運営費を支出することのいずれかに該当する行為を行い、かつ責任の一部を負うこと

### 【後援】

- ・物事が円滑に進むよう、後ろ盾となる個人や団体のこと。公共機関や新聞社など、公共性の高い団体が主で、そのイベントに箔をつけたり、社会的信用を得るための単なる名義貸しである。金銭的な援助をすることは少なく、公的資金を援助している場合は「助成」とされる

### 【協力】

- ・目的に向けて力を合わせる事。資金の拠出をすることもあるが、あってもそれほど多額ではなく、資金面よりも物品や場所の提供など、イベントを進行する上で特定の役割を受け持つ